

三島市店舗等魅力アップ改修事業費補助金

市内既存店舗等の機能及び性能を向上させるための改修費用を補助します！

<補助金額>

店舗改修工事費(税抜き)の2/3

上限120万円を補助します

※改修工事費(税抜き総額20万円以上)に対しての補助です

※備品の購入は対象となりません

<申請期間>

5/1(木)～6/20(金)まで

※受付時間：平日9時～12時、13時～17時

※上記期間中は、先着順ではありません

※予算を超えた場合は、抽選とします

[ホームページ](#)

対象工事や必要書類については、
三島市ホームページをご確認ください。
市役所本館受付及び大社町別館受付でも
お受け取りいただけます。



お問い合わせ

三島市商工観光まちづくり課商工労政係（三島市役所大社町別館2階）

📞 055-983-2695（平日9時～12時、13時～17時）

提出方法

郵送で商工観光まちづくり課 店舗等魅力アップ改修事業費補助金担当宛てに
送付（〒411-8666三島市大社町1-10）、または窓口へ持参

補助条件等

※下記補助条件すべてに該当する必要があります

<対象店舗>

- 市内で、日本標準産業分類に基づく小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業のいずれかの業種で来客型店舗を営んでいること。又は、中心市街地において市民、買物客、観光客等、公共的に利用されるトイレを有する施設を営んでいること（補助対象経費はトイレ改修工事に限る）。
- 同一の店舗で同一事業を1年以上行っていること
- 1日に6時間以上かつ1週間に5日以上営業していること

※ただし、下記に該当する店舗は対象外です

- 市内に本店を有しないチェーン店又はフランチャイズ店
- 店舗面積が1,000m²以上
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗
- 国・県の制度による同一目的の補助を受けた場合
- 直近5年間に三島市空き店舗活用事業費補助金及び三島市商業等活性化事業補助金の補助を受けた場合

<対象者> ※申請は、一事業者につき1回限り

- 改修する店舗等の所有者又は入居者であること
※同一の店舗等において、所有者と入居者がそれぞれ申請することはできません
- 市税を滞納していないこと

<工事期間>

- 補助金交付決定通知日以降の工事で、令和8年1月31日(土)までに完了するもの
※補助金交付決定通知前の工事は補助対象外です

注意事項

- 建築基準法の規定に適合する計画にしてください。※景観重点整備地区内の店舗で改修を行う場合は、都市計画課へ「景観重点整備地区内建築行為等届出書」が必要です。
- 申請時の見積書に記載のある工事が補助対象となります。施工箇所や単価に変更がでた場合、変更申請をしてください。※交付決定額を上回ることはできません。
- 施工業者は、市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する業者を利用することが条件です。※補助対象者と施工業者が同一の場合は不可。
- 事業完了後、1ヶ月以内に完了報告書を提出してください。